

南あわじ市 パートナーシップ宣誓により利用できる行政サービス

R6.4.1現在

サービス	できること	宣誓により利用可能となるもの	担当課
市営住宅の入居申込	パートナーとして市営住宅に入居できる。	○	都市政策室
り災証明書の交付申請	パートナーとして申請できる。（被災住家に居住実態があれば、パートナーでも罹災世帯員として氏名を記載することが可能）	○	危機管理課 税務課
両親学級への参加	性別に関わらず両親学級に参加できる。	現状でも利用可能	健康課
乳幼児ケア（乳幼児健診）	保護者として健診に参加できる。	現状でも利用可能	健康課
母子健康手帳の交付	妊婦からの委任状と妊婦の個人番号書類を持参することにより母子手帳の交付を受けることができる。	現状でも利用可能	健康課
こころやすらぐひろば 家族教室 等	精神疾患を抱える人の家族として参加できる。	現状でも利用可能	福祉課
生活保護の申請	パートナーと同住所の場合申請できる。	現状でも利用可能	福祉課
日常生活用具給付（貸与）の申請	パートナーの日常生活用具等の申請を代理でできる。	現状でも利用可能	福祉課